

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営理念である社是「我が信条」及び経営の基本方針に則ったコンプライアンス行動規範を制定し、その周知徹底を図っております。透明性の高い経営を行い、経営環境変化に的確かつ迅速に対応するために内部統制の整備運用が重要であると考えております。

#### (1) 株主の権利・平等性の確保

少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行っています。

#### (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、代表取締役社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

#### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しています。その認識のもと法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ、事業報告書等の様々な手段により開示を行っています。

#### (4) 取締役会等の責務

取締役会における経営の意思決定・監督機能と業務の執行機能の分離及び効率的な経営・執行体制の確立を図るため社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。2名の社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、2名の社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

#### (5) 株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、IR担当取締役として取締役経営企画本部長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも応じています。

また、投資家等に対する経営トップが出席する決算説明会を年に1回行っています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【補充原則1-2-4 株主総会の電子行使・招集通知の英訳】

#### 【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。

今後、株主における海外投資家の比率等に留意しつつ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳の検討を進めてまいります。

#### 【補充原則4-3②③ CEOの選任及び解任の手続き】

当社の最高経営責任者は、会社経営や事業に関する知識や経験、業務執行の監督やリスク管理の能力等を総合的に勘案し、会社の持続的な成長に向けてリーダーシップを発揮しうる者が取締役会での十分な議論を経て指名されております。また、各取締役はそのパフォーマンスを含めて、平素より緊密な意見交換をしており、万一機能が発揮できない場合は適宜適切に対応しております。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、営業技術普及、研究開発、生産、経営企画の各業務責任者と多様な専門性を有した社外取締役で構成されています。

監査役のうち常勤監査役1名は、当社の幹部社員の経験を有し、社外監査役2名は、公認会計士、弁護士で構成されており、財務・会計・法務に関する適切な知見を有しています。

現在の取締役は全員男性かつ日本人となっておりますが、国際ビジネスの経験を有する取締役が複数任命されています。ジェンダーなどの多様性確保については引き続き検討していきます。

加えて、社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めています。

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

株主やステークホルダーの皆様当社の中長期的な成長展望をご理解いただくため、2016年度より長期的な経営戦略、ビジョンとともに中期経営計画を公表し、当社ホームページに掲載しています。

企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長を見据えた投資と、事業活動に伴うリスクを許容できる水準の株主資本を保持することを基本とし、自己資本比率を尺度とした健全な経営を目指しています。

成長投資とともに、株主の利益を重要事項と考え、業績に関わらず、内部留保を勘案した上で安定的な配当の実施や自己株式の取得についても適宜実施しており、株主還元を努めて行きます。

資本コストを把握した上で、2019-2021年の3か年を対象とする新中期事業計画を策定し、2月の決算発表に合わせて公表致しました。また、その内容についてはホームページ及び東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスを通じて情報を開示しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

### 【原則1-4 政策保有株式】

取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとします。

政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使します。

現在、当社が政策投資目的で保有する株式は銘柄数・株式数ともに極めて限定的です。保有株式に関しては、中長期的な成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義並びに資本コスト等に基づいた経済合理性を銘柄毎に検証しており、保有の妥当性が認められない場合には、取引先企業の十分な理解を得た上で、売却を行います。

### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金を福利厚生制度の一環として有しております。年金の運用に関しては、経営企画本部内に金融機関で投資・運用の経験を有する人材を配置・活用する体制を敷いています。積立金の運用を安全・効率的に行うことを始めとした運用の基本方針・運用指針を作成しており、それらを運用受託機関に対して交付した上、運用受託機関のモニタリングを随時行っています。

また、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。

### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念については当社ホームページ(www.agrokanesho.co.jp)に、経営戦略・経営計画については長期ビジョン・中期事業計画として当社ホームページ(www.agrokanesho.co.jp)にて開示しています。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しています。

(3)取締役の報酬は、業績や今後の持続的成長への貢献度等について、取締役会の諮問機関として2019年4月1日に設置した任意の指名報酬委員会(独立社外取締役2名並びに代表取締役1名で構成)にて審議・答申し、取締役会で決定します。取締役が担当する業務や職責・役位をベースに業績を加味し、役員報酬を支払うことを基本方針としており、報酬金額の見直しの検討は毎年実施しています。

(4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、任意の指名報酬委員会にて審議・答申し、取締役会で決定することとしています。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

今後も、独立社外取締役や外部有識者の意見を踏まえて、より透明性の高い手続きと体制整備を図ってまいります。経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしています。

(5)取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載します。

### 【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めており、株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役会及び取締役に關する事項、株式・社債に関する事項、経営一般に関する重要事項、会社グループに関する事項、人事・組織に関する事項、法令で求められる内部統制システム整備に関する重要事項、その他の事項について、会社法等の法令に定める事項およびこれに準ずる重要事項について、取締役会の決議をもって決定することとしています。一方、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を図る目的で、2019年4月1日付けで執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については取締役執行役員や執行役員が迅速に対処する体制と致しました。取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、業務担当取締役に決定権限を委譲しており、取り巻く環境変化に適切かつタイムリーに対応する業務執行体制としています。業務執行責任者の職務権限、業務分掌等についても、社内規程により明確化しています。

### 【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

最高経営責任者の後継者の計画については、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための重要課題と認識しています。後継者の選定の方針としては、経営理念、経営ビジョン、中期計画、会社運営方針等を踏まえ、人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。

ガバナンス体制の整備による取締役会の機能強化を図るため2019年4月1日に任意の指名報酬委員会(独立社外取締役2名並びに代表取締役1名で構成)を取締役会の諮問機関として設置し、後継者計画及び後継者の育成に関しても審議・答申することとしています。

### 【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

取締役の報酬については、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、株主総会で決議された報酬枠の枠内で、担当する業務や職責・役位をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味し、役員報酬を支払うことを基本方針としています。2019年4月に任意の指名報酬委員会(独立社外取締役2名並びに代表取締役1名で構成)を設置し、報酬金額の見直しについても審議し、取締役会へ答申した上で取締役会において毎年検討を実施してまいります。また、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として信託を用いた株式報酬制度を導入しています。持続的な成長に向けた中長期のインセンティブが機能する経営陣の報酬の在り方について、指名報酬委員会において今後も検討してまいります。

### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任し、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議

論を可能にしています。

現時点では、当社の事業規模等を踏まえて、独立社外取締役を3分の1以上選任することが必要とまでは考えておりませんが、当社の事業を取り巻く環境等を考慮し、引き続き検討してまいります。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、当社の経営に対し専門的で建設的な助言および監督のできる独立社外取締役の候補者を選定しています。

#### 【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

取締役・監査役候補の指名及び選任、報酬決定に当たっては、任意の指名報酬委員会（独立社外取締役2名と代表取締役1名で構成）で審議し、取締役会へ答申を行った上で、取締役会で決定することとしています。なお、監査役候補の提案については、監査役会の同意を得ています。より透明性の高いガバナンス体制を目指して継続的に検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス等や規模の考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役12名以内、監査役は4名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

取締役の構成としては、営業技術普及、研究開発、生産、経営企画の各業務責任者及び多様な専門性を有した社外取締役2名を選任し、継続していく方針です。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況の開示】

現在は社外取締役および社外監査役を含む取締役および監査役の上場会社の役員兼務はありません。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

##### 1. 評価方法

当社は、2018年度の実効性評価について、2019年2月に各取締役並びに監査役への設問、自由記述によるアンケートを実施し、その集計結果をもとに、2019年3月の取締役会で議論を行いました。

##### 2. 評価結果

当社取締役会は、多様な経験・専門性を反映した広範な視点や価値観を持った構成員が企業価値を高める議論を行っていること、審議項目に十分な時間を確保することにより経営戦略やコーポレートガバナンス、事業投資等の様々な経営課題、重要な業務執行について活発かつ建設的な議論を可能とする運営が行われていることを確認致しました。

一方で、経営と執行の分離の観点から、取締役会で審議・報告すべき内容の吟味、資料の充実化、等に改善の余地がある等の意見も見られました。

取締役会での議論・審議を通じて、2019年4月1日から指名報酬委員会の設置並びに執行役員制度の導入を行うことと致しました。

当社取締役会は、今後も取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニングの方針の開示】

取締役・監査役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行っています。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

IR担当取締役を取締役経営企画本部長とし、経営企画室をIR担当部署としています。

経営企画室は、経理部、技術普及部、人事総務部等のIR活動に関連する業務を統轄し、日常的な部署間の連携を図っています。株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を年に1回開催するとともに、逐次、個人投資家説明会を実施しています。それらで得られる株主の反応は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しています。なお、株主との対話に際してはフェア・ディスクロージャー・ルールに留意するとともに、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社麻生	1,455,800	11.49
兼商産業株式会社	800,000	6.31
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	742,100	5.85
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	698,600	5.51
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	672,000	5.30
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	632,974	4.99
株式会社みずほ銀行	500,000	3.94
三井物産株式会社	482,000	3.80
櫛引 博敬	399,354	3.15
アグロカネショウ取引先持株会	291,200	2.29

支配株主（親会社を除く）の有無

—

親会社の有無

なし

大株主の状況については2018年12月31日現在を記載しています。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤倉 基晴	他の会社の出身者													
岩崎 泰一	弁護士													

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤倉 基晴	○	——	長年にわたり幅広く金融業界に携わり、培った豊富な経験、幅広い見識を当社の経営に反映していただき、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
岩崎 泰一	○	——	法律の専門家としての幅広い経験と見識を当社の経営に反映していただき、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相

反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

代表取締役、取締役等の指名及び報酬、並びに最高経営執行責任者の後継者育成計画等の人事の決定に係わる取締役会の機能の独立性、客観性、公正性、透明性を確保し、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置いたしました。経営意思決定及び業務遂行の効率化・迅速化を図ります。

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査においては、監査役会や経理部門等の関連部門が連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。  
 監査役会は外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っており、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定しています。また、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。  
 また、外部会計監査人、内部監査室、常勤監査役が相互に連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。  
 監査役監査においては、監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、各部門を担当する業務執行取締役や関連する部門へ必要とする情報や資料を求め、要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。  
 内部監査においては、内部監査部門と取締役・監査役は適宜情報交換を行い連携を図っています。内部監査部門が行った監査内容は、適宜取締役会、監査役会へ報告を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山 和夫	公認会計士													
大久保 雅晴	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 和夫	○	——	公認会計士として培われた企業財務会計に関する専門的な知見、豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
大久保 雅晴	○	——	法律の専門家として培われた企業法務に関する専門的な知見、豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 4名

## その他独立役員に関する事項

当社は独立社外役員にかかる独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて判断しており、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

## 該当項目に関する補足説明 更新

経営陣幹部・取締役の報酬に関しては、担当する業務や職責・役位をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味した評価報酬としています。

2017年第58回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する信託を用いた株式報酬制度の導入を決議しました。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

さらに持続的な成長に向けた中長期のインセンティブが機能する経営陣の報酬の在り方について、今後も検討してまいります。なお、役員退職慰労金制度は2017年3月をもって廃止しております。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2018年度については、役員の報酬等の総額は以下の通りです。

取締役(社外取締役を除く)	174,573千円
監査役(社外監査役を除く)	10,560千円
社外役員	26,400千円

- ・役員賞与金につきましては引き続き計上いたしておりません。
- ・取締役の報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額24,305千円を含んでおります。
- ・取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、株主総会で決議された報酬枠の枠内で、担当する業務や職責・役位をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味する評価報酬として支払うことを基本方針としており、報酬金額の見直しの検討は指名報酬委員会の答申を受けて取締役会において毎年実施しています。

取締役の報酬は、基本報酬、賞与と株式報酬によって構成されています。社外取締役は基本報酬のみとなります。

株式報酬は、基本報酬及び賞与の報酬限度額と同枠で株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社が拠出する取締役報酬額を原資とし、当社株式が信託を通じて取得され、取締役会で決議された株式交付規程に基づき、各事業年度における役位に応じて決定します。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報を適宜提出しています。取締役・監査役に対しては、取締役会事務局である経営企画本部が中心となり支援体制を構築しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会における経営の意思決定・監督機能と業務の執行機能の分離及び効率的な経営・執行体制の確立を図るため各業務執行取締役がその役割と職務を十分に認識するとともに社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。2名の社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、2名の社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

取締役会は、毎回、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行うとともに、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しています。

また、情報を公正に開示するため、重要なリリース内容は内部情報管理責任者である取締役経営企画本部長が関連部署と連携して開示の内容を検討し、必要に応じて取締役会へ付議あるいは報告を行っています。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築しています。

さらに、取締役の競業及び利益相反取引については法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告することとしています。

また、取締役会の諮問会議として業務執行取締役による経営会議を設置し、取締役会の事前審議を行い業務に関する意思決定の効率化を図っています。

経営陣幹部の選任や解任と取締役・監査役候補者の指名、取締役・監査役の解任を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、その適切性等について、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会で審議・答申し、取締役会において決定しています。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。

取締役の評価及び取締役候補者の選任・解任についても、指名報酬委員会が会社の業績等の評価を踏まえ各取締役の当該任期中の評価、中長期的な視点で会社への貢献度を重視した再任の妥当性、次期候補者等の検討を行った上で、公正かつ適切に実行しています。

当社の監査役は4名で、うち2名が社外監査役であり、独立性の高い監査役会となっています。社外監査役の2名は、弁護士及び公認会計士であり、高い専門的知識並びに豊富な経験を活かし、独立した立場で、監査役会で議論し、取締役会で意見を述べています。

常勤監査役は、業務執行取締役と常時意見交換できる体制としています。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築しています。

独立社外取締役および社外監査役、計4名の独立役員が代表取締役や取締役会による当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に反する動きを牽制し、統治機能の強化を図っています。

取締役・監査役候補の指名及び選任、報酬決定に当たっては、取締役社長が独立社外役員の意見を聴取の上、原案を策定し、取締役会にて決定することとしていることから、任意の諮問委員会等は設置していませんが、現行の仕組みで適切に機能していると考えています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任し、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

当社の企業規模等に鑑み、2名の選任は適切であると考えております。



### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知を法令に定める期間よりも前に発送するよう努めており、また、招集通知発送までに、TDnetでの電子的開示を行うよう努めております。 2019年3月の株主総会の招集通知は25日前に発送し、その前日にTDnetに開示しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主の皆様との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと認識しており、株主総会開催日をはじめとする一連の株主総会関連の日程の設定を行っています。 株主総会開催日は集中日よりも早めの開催に努めております。
その他	機関投資家等の株主構成の状況次第によっては、議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。今後、株主における海外投資家の比率等に留意しつつ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳の検討を進めてまいります。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主要都市を中心に逐次説明会を開催し、代表取締役、取締役及びIR担当者が当社の概要、業況、経営戦略等についてご説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役及び取締役が出席するアナリスト向け決算説明会を年に1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(www.agrokanesho.co.jp)には、決算短信、投資家向け決算説明会資料、個人投資家向け説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、中期事業計画、適時開示資料等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当取締役を取締役経営企画本部長とし、経営企画室をIR担当部署としています。経営企画室は、経理部、技術普及部、人事総務部等IR活動に関連する部署を統轄し日常的な部署間の連携を図っています。	
その他	IR活動は、代表取締役をトップとし、株主との対話への対応は主に経営企画室にて行っています。株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を年に1回開催するとともに、逐次、個人投資家説明会を実施、あるいは投資家からの取材に対応しています。それらで得られる株主の反応は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しています。また、株主や投資家との対話に際しては、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様・社員・社会・株主の皆様に対する企業責任を第一と考える「我が信条」を経営理念として策定し、当社ホームページ等にて開示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全役員・社員の行動の基本原則としてコンプライアンス行動規範を策定しています。これを社内イントラネットに掲載するとともに、適宜社内会議や研修を通じ浸透を図るよう努めています。社会・環境問題に対して積極的に取組むことが、企業の持続的な成長に不可欠であるものと認識し、企業の社会的責任を念頭においた経営理念、コンプライアンス行動規範を周知徹底しております。 環境への取り組み、地域社会への貢献としては、生産から廃棄にわたる環境保護、労働安全、製品品質に配慮した事業活動に取り組んでいる他、事業所周辺の清掃活動、クールビズの実施、社会交流等をホームページにて開示しています。

## その他

女性の活躍促進については、現在女性従業員比率30.9%、女性管理職比率は10.8%となっており、女性社員が働きやすい職場環境の整備、女性活躍の支援体制の強化、女性が能力を発揮できる企業風土づくりに取り組んでいます。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備しております。

#### 1. 当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である社是「我が信条」及び経営の基本方針に則った行動規範を制定し、代表取締役がその精神を当社グループ取締役及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底する。代表取締役はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備を図り、啓蒙教育を実施する。内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。当社グループ取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、内部通報制度運用規程に基づきその運用を行うこととする。監査役は法令順守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を求めるとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行・意思決定に係る情報は文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、経営企画本部担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、必要なリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営企画本部とし、当社グループ各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社は、取締役会規程に基づいて取締役会を月1回開催するほか適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任・執行手続きの詳細を定めるものとする。中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当社グループの目標を定めるものとする。また、取締役・監査役及び各部門長により構成された業務報告会において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

#### 5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するため、子会社の取締役等と常日頃からコンタクトを持ち、子会社を含む企業集団としての経営について協議するほか、子会社の取締役や監査役に当社からの派遣を通じて緊密な連携を図り、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを定期的に確認するとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は職務を補助する監査役補助者を、必要に応じて使用人から任命することができる。監査役補助者の任命・解任・評価・人事異動は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとし、監査役が補助者に指示した補助業務に関して、取締役の指揮命令は及ばないものとする。

#### 7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。さらに当社グループの内部通報制度事務局は、当社グループ取締役及び使用人からの内部通報が発生した場合、その状況を監査役に報告するものとする。なお、当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、決裁申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。また、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。なお、当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、創業者の経営理念である「我が信条」の精神の下、コンプライアンス順守を実践するために、コンプライアンス行動規範を定めており、その中では「我々は、いかなる国の反社会的勢力や団体の活動も支援しません」と定めており、また、当社グループにおける方針・基準として、「反社会的勢力排除規程」を定めています。これらを受け、当社の主要な会議や、各拠点ごとに実施している業務会議などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。また、東京都暴力追放運動推進センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しています。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力排除実施細則」及び「反社会的勢力調査マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は経営企画本部として、運用を行なっています。

具体的には、新規取引先については、新聞・雑誌記事に係るインターネットサービスを利用して情報収集を行い、事前にチェックを行い、また、継続取引先についても、年に1回取引先全社の調査を行っています。また、取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込む方針としています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

継続的な成長により企業価値を向上させることを最重要課題と認識し、買収防衛策を導入しておらず、現在、導入する予定もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の整備及び運用状況については以下の通りです。

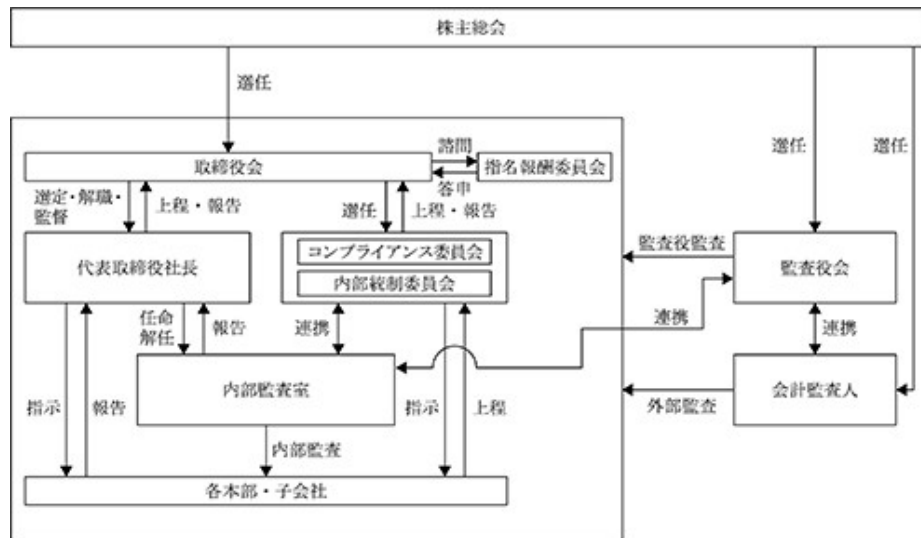
当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、株主等が当社業務について常に情報を正確に認識し、適時適切な情報開示を実施することが責任であると考えています。

当社では、経営企画本部長を内部情報管理責任者として、重要情報を一元管理する体制を整備しています。投資家の投資判断に影響をおよぼす可能性のある事象が発生した場合には、内部情報管理責任者に遅滞なく報告がなされ、速やかに開示手続きを実施しています。

社員に対する周知・啓蒙については、経営者の情報開示への取組み方針や、開示情報の項目等については、インサイダー取引防止策とともに、日常の社長訓示、支店長会議、各拠点毎の業務会議などで随時教育しています。

株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況については、東京証券取引所の適時開示に係る規則等に基づき、当社ホームページに開示情報、決算短信、有価証券報告書等の情報を随時掲載してきましたが、今後ともウェブ上でのIRなどを通じて、積極的に情報発信し、事業内容について説明を行うなど、情報開示及びIR活動にも積極的に取組む方針であります。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



適時開示体制の概要 模式図

